



# 「消火栓」や「防火水そう」付近は駐車禁止！

## 消防・救急課

皆さんは、「消火栓」や「防火水そう」をご存じですか？

これらは、消火活動には欠かすことのできない施設で、火災発生時、消火に必ず必要となる水を消防隊に供給するものです。

「消火栓」や「防火水そう」は道路脇や歩道上などに設置されており、その位置を示すため、標識を掲げているもの、路上やフタにマーキングをしているものなどがあります。また、「消防水利」として指定されているプール、池、井戸、河川なども、消火活動に使用しています。

これらの消防水利等の周辺は、道路交通法で**駐車が禁止**されています。また、消防隊は定期的に調査や点検・整備を行い、いどこで火災が発生しても、直ちに消火活動ができる体制をとっていますが、火災発生時に「消火栓」や「防火水そう」付近に駐車された車両が障害となり、消火活動を妨げるおそれがあります。

違法な駐車は、一刻を争う消火活動の障害になります。消防水利の周囲に駐車されないよう、皆様の御理解と御協力をお願いします。



消火栓は、消防自動車吸水しやすいように、道路脇や歩道上に設置されています。



消火栓の上に車が駐車しているため、消防自動車が消火栓を使用することができません。

### 道路交通法で駐車を禁止している場所（消防関係）

#### 1 消防水利の周辺

- (1) 消火栓から5メートル以内の部分
- (2) 消防用防火水そうの吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- (3) 消防用防火水そうの側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (4) 指定消防水利（プール、池、井戸、河川等）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

#### 2 その他

- (1) 消防用機械器具の置場（消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等）の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (2) 火災報知機から1メートル以内の部分
- (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

#### 【問い合わせ先】

消防庁 消防・救急課 佐々木  
TEL：03-5253-7522